



114
A3928
1

約定書
續台簿

春

千八百二十六年十月九日

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈



江戸台几園公使館より

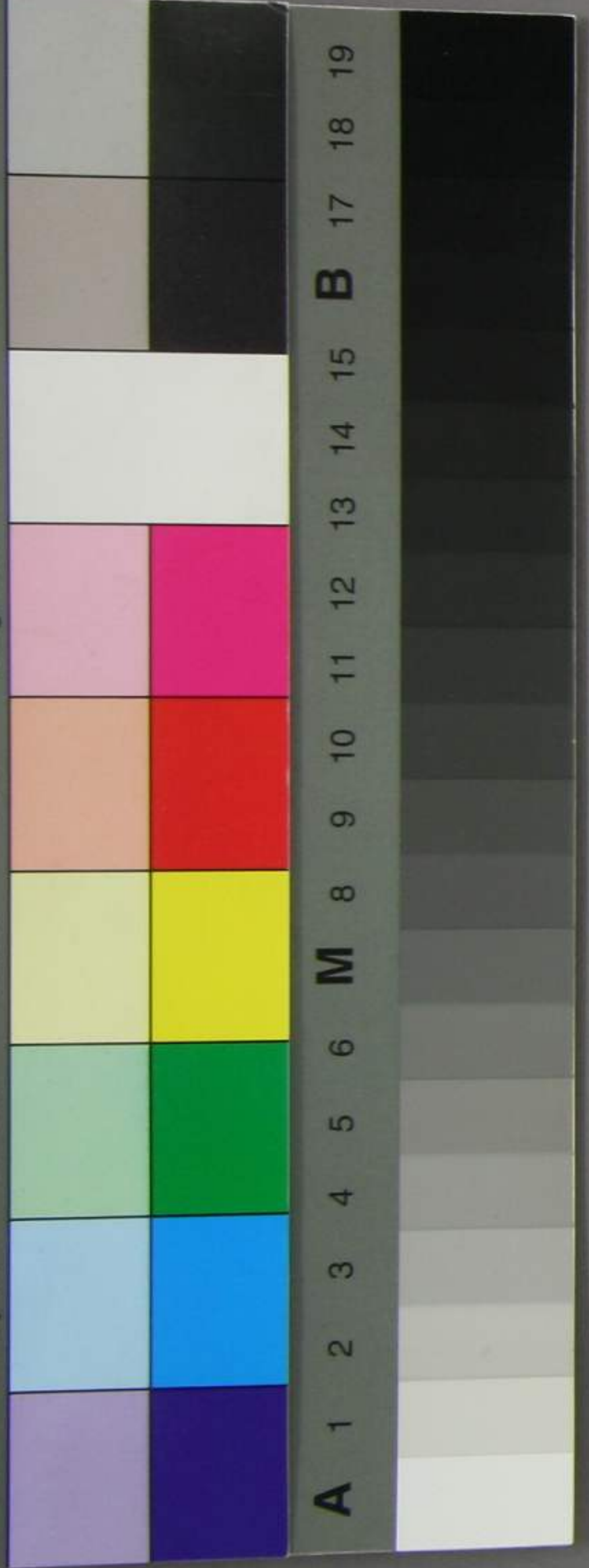
外務省執政閣下小室様

千八百二十六年十月九日の江戸約書十一条小室様
曰日本政府より外務省小室様へ送るに燈燭其を浮
本願を設け其港へ出入りし形を安全とす
い

余此を呈し江戸日本政府より燈燭其を送るにす

神奈川県 民部省

壹



不列顛特許と使令權ニストル、ハルリーパークスより去ル
才十月廿四日ハロウと書局を懸法一門人より名
目的の為不適當且必要ありと擇みたる燈塔基
の場中を令と事議したり

余も令と英と使と同意ありと之と余等知する
更して才一の燈塔基一箇を日本の東海岸にあり
イナホエ岬の燈塔基一箇を長崎港の入口
の西方にあり、バルラス岩上の燈塔基一箇を
世二箇の燈塔基

二

と上示裁とす。パークス閣より申出たる燈塔基とを
送るよきしるる所、日本と云々、諸港より貿易
とんとす。ハロウの出入安全とありとす。一と思
得候敷旨

日本をめぐりての國ミニストルレシデント

スル、ヒ、アアン、ファルケンゼブルグ事記

慶應二年癸丑三月十七日

井上内子花押

福系を慶應日

松平因防書日

大須利右衛門正時宛書付

兼フコエルセ子ラール

アキセルヒシニ

ニルハリエスバルケケシビ

此書中不具所聞送付日小瀬^内産出ハ其處に於

其書上号中号之ニ箇ヲト号之ニ一結斗五箇置入

左様口紙之信頼不ぬ之為同旋頼不ぬ其旨

慶應二年四月十日

板倉浮賀書

福系を慶應日

出張大藏

小島原

五

大徳利を元亞特汎公使令權ニニスル

兼ニニエルセ子ラール

正キセルレニニ

ニエルハリス パルケスケビハ

以女簡中進口終陽基買乃方之汝兼白閣下は固旋於不在
 此右為是方我出人ふ別之事ニハ為美出人之門^右厥方イ
 ニセニルニ人^ニ科^ハ喜^ハ是^ハ音^ハ派^ハ四百^ハ井^ハ副^ハイ^ハニセニル^ハ人
 月百五十井^ハ之^ハ胞^ハニ^ハ於^ハ雇^ハ地^ハ兼^ハ為^ハ其^ハ外^ハの^ハ事^ハと^ハ世^ハ活^ハ為^ハ政
 なる^ハ片^ハ見^ハ又^ハ閣^ハ下^ハ之^ハ固^ハ旋^ハを^ハ知^ハ一^ハ及^ハ在^ハ之^ハ京^ハ沙^ハ日^ハ僚^ハ共^ハ

神奈川民部省

附之其籍より之落手と一我政府切のり其地其基を延
り後同意と一後其正政府切のり其地其基を延
其決種之品西并書籍ホをるを送つ路に存意之度亦何
区右を向閣下之許、種、由是に之を令定而我方は而
禱言ふり品このる之り其籍之このるを一のり
其之部に及る之を又我政府より佛西に買方其之
之坐地内其基村を之距離并其形状亦并洋系以并を成
亦ら之をこの其右に、我正に列着之政は他切は亦

其地其基の向閣下は巨細小並延のり及基地燈内其之
建之義并其之向閣下を切し、海にのる之の然其因旋
る之が其回を青皮、其具詳云

文正三年卯七月十六日

小笠原を以る

千八百七十七年一月十七日江戸英領事館に於て
外務事務執政閣下小島

余此年九月に於て書翰中示すに港内小島
其建屋一海洋及びその事と文を詳羅とせん
事と日本政府の公事と中^國政府の事とを
政府に於て之を修すなり一正歐洲及び
其の建屋及港内小島の事及び之の
其の建屋及港内小島の事及び之の
其の建屋及港内小島の事及び之の

たり

余江戸湾中のみ建屋を燈塔其基六ヶ所^地の心をつるに於て其
の命を中西政府が為すなり

且佛公より求め得し一燈之燈塔其基三箇を何程の距
離を輝耀すや如まを其の燈塔其基形を
專しく考ふるべし其事を希ふなり

去五月閣下より中西政府に親書しつるハケの燈塔其基の
價未定としつる由今日日本政府其燈塔其基五ヶ所追加

とらふより五月布を定引せしむる事を希ふなり
余亦示す一函及び書藉を日本政府其基を定むる者
を重を徴するを祖ら置お具降云

大不列顛女王陛下の全權特使

ハル、ビー、パルウス

以上乃中庭の地を去り五口其許我上使の西面湯之侍
 燈乃其代令之内洋派五口故系けりな貴政府の西庭
 中庭の五口ニル殿之者私債多し南令のハウニトスニルリシ
 予五口括り收積積積在登は為格多し故之を去るに是は格約
 中庭之名実多し我御私出帆之日取れ定り未だ格手少仕
 世に庭月お成るに甘多困るる子庶に送し格に格手少仕
 世殿に格手少仕格に格手少仕格に格手少仕格に格手少仕

二月十日

上几子スサトウ

神奈川民部首

万世に名を令るるは作事之要なる所を總てはか
況中より多敷に渡りて之の御事と信じてお知事
月列を周公使おのりて成文を用て之費を省な
此等我中至政府おのりて其の同意と一而大
るが後并成文の事無き極端其の自らの事
之之点名者具其の誣誣之く不何なる事
信すつての事と之中いれ不是は政府既小正
之との乃之を人并下等少一雇入らば其

いしは後并成文の事無き極端其の自らの事
譯言

二月九日

ハリマスパルケス

小笠原を以て教閣下

千八百六十七年九月五日江戸あめりか

日本政府江戸の約書才土条と相商小使りせんが
多め英正政府は款み施つたる燈燭其を各極の代料
として洋振振戸ねの令言を六月内日本政府
より掛しつるうり余の平の条書紙及と、其極する
約定之御所を七月二十七日余の閣下小書為
を区一いつく更余今小洋振五分扱て二女の拂ひ
の物めと前又令言を之條書才り別つたを去り十月

中々今更なる所は其の事なり小栗と陛下の御
見り右拂方よりオリ井ニタルバレクホテ恐めたる事歟
英西のバンク方より其の事いふも余之を以て南小英國
政府は預看けるものなり其又事歟の徳意は英西の
スニルリニグ人といふ事令七百千九ポントニニルリニグ四ペ
スステルリニグの事なり余日本政府此を拂ふ事
の事あり其事を信じて之より英西政府より其
の事を送る事と可きと信じて其減減の月の詳細

るる其定む之儀も余之を以て之より日本政府に任す
恐惶洋言

英國特許通商權ニストル

ハルリースパルケス

千八百六十七年十一月十六日江戸市おかし

外務省管轄小笠原ととほ島閣下、日守

新島の外人船場地規則五条小日本政府を其

港亦一岸の港内を置と極しと裁うの余又若け

凡事を要す閣下世港内も江戸湾及兵庫港の入口小

置を要すの港内のみ之をほろ小英政府の扶助

を借れと歎すやと恐惶教旨

日中互為不利願マセス一の特況と使令權ニスル

神奈川民部省

ハルリー、エスパークス

大張利の泥田狩況と使令権ミニストル

兼ココニエルゼ子ラール
エキセルレニニ

シルハリエスバルクスケミビ

以書翰カハハ兵二庫二正港ニ并ニ河ハ兼内瀬戸ハ正
燈乃其上上并中并之ニ箇マ下并之ニ一カ斗五箇貫
乃カ若般口極ニ後於カハ如ク於因旋於カハ相具譯言

受直二卯年四月九日

板美字大馬

指馬不不馬馬

小笠原三之改書

印習するの漢字は冊紙の厚さより三年定期其代り利分
を算するに支金之を主たる一に支定期之代り中政府
を及く其庫券由良内右下算内分利分五ヶ分は内其
元之よりなる中支金内分利分を代り之後之は
守吏是已日本文之也又お解り

池田良之等 内右 中等 兵庫 下等

下関 介之方 上等
内之方 下等

全五箇 内上等 二 中等 二 下等 一

世が日本政府のラエトし席るをいふに
ルリーを横濱測量のため二十ヶ日
雇入る事と同意依るを右に
勉勵を加ふ事任し課業を務め
お知の事
け約定を三度するに併し十四日
は事
懶惰を働かぬをいふに
神奈川民部省

真放職を及ぶ事

千八百二十八年正月十日

横尾おのり

エマクウイエン

カニエルパルリ

イギリスス波戸局に在る燈籠
西屋上

吾邦の古人の名を記す事

一 毎夕燈之るもの少許洋燈を燈し其光は

油より事

一 硝子の瓶に油を注ぎて毎日燈し其光は

掃除より事

一 油も毎々其入ぬる事

一 燈をよよと波のゆふねをよよと長さのゆふね
よよとゆふねのゆふね

一 燈をよよとゆふねのゆふねのゆふね
よよとゆふねのゆふね

一 燈をよよとゆふねのゆふねのゆふね
よよとゆふねのゆふね

一 燈をよよとゆふねのゆふねのゆふね
よよとゆふねのゆふね

一 毎夜ニ夕時 西洋 毎小足早 内り之能く燈をよよと

吐煉すの事

一 燈をよよとゆふねのゆふねのゆふね
よよとゆふねのゆふね

以上

パール、ヘンリ、ブランド

日奉政府用弁經方備附之書面

ヲイハスル

燈臺之視様を獲一之暗照一之誤失る之燈火
 と致と一之少も必ず奉之密結一之可其性
 實直之弁經方を任す之を要とす之守燈方
 後務之役は於てエグインボルクのステヘンソと氏を批一
 世書中之所載之條件又換之奉も比官同氏を存意
 之任す一

居宅号を世に下す

其後装束及科系 英國旅行之甚しき者ありて五千
ポンド即二百二十五元を宛行し其後岸迄は航海
之料科其外臨席之費用と宛行妻子何々若くは
其分多しと云はれし
其後條々少進むる宛方より英王啓行あり又三合議
之の約定ありし

以て成啓之は、此より英王宛り其甚之運之月以り
る之英國より宛り其甚之の岸迄は極におどり始
終よりロトリニキーハウ迄は航海に勤むる令社ありて
千六百七年より一ありて英國之海洋に宛り其甚を建
又ハルラストボールドもタブリンアイルランド之郡之港を其甚とする
る之宛り其甚一令社ありてアイルランド之海洋に宛り其甚
を建り其甚一令社ありてスコットランドを宛り其甚一人宛り
其甚一令社ありて其甚一令社ありて其甚一令社ありて

所に紅海にスコットランド之事一月に能く其地其地を
 あり他のより去るなり上りなり「スコットランド」の海岸
 を案じり事其地より去るなり十七百十年其地を
 カリに富み人々を社を結ぶ燈塔其地を建てるなり
 と目滿ん是事と改定事建一十七百十年
 許四の事建一七の地其地を其地より去るなり
 此の事と同一の事なり一トし一月一ベニ一
 運送を其地より去るなり二ハニ一之運送を其地より去るなり

運建一 刀月大と申し高船がこけ極るがごと
 運送して其刀月高なるなる思ふ運送の直をな
 且千八百十年に運送の小船と出ると同く此の二ハニ一
 西航なる其地を其地より去るなり十七百十年
 全に此の地を其地より去るなり一トし一月一ベニ一
 一トし一月一ベニ一トし一月一ベニ一トし一月一ベニ一
 之運送の事其地より去るなり十七百十年
 其地より去るなり一トし一月一ベニ一トし一月一ベニ一

港の海と曰はるる事おろし其後を政府の唯其の
所けり身とすは政府、お開中、日本之從其
之其より勿論其定約之知を如何に其空分存常其其
存其より其の所けりとの交易の政府の御の
又後其其の所けりとの交易の爲すは其海
先最初は所政府の力と助を爲す其運之を
後日、其の運之の所けり大高し及い又新
其の所けり其運之の減、其運之の減、お
其の所けり其運之の減、其運之の減、お

又を令之其止、お初て、其後と其後、其
其の所けり其運之の減、其運之の減、お

十八日二十九年

二月三十日

アールベリーブラント

寺島陶瓦様

日本政府とアムステルダム条約

和約書

日本政府は宣明にソニライズに於て死にありしとき
和約の重き片先ペンテシラ系大平海運に和組を
おとすにアルベルトリヤドルフロロシ氏に和約に向
ておとせり事を和約に依りフロロシ氏に条件に
関する此の事と同一意なり

一名宣明和約と名づけしなり

命令を以てしむる事

一 同人の正務を以て看し死下之士友並其共同の如く
以て監督し以てしむる事

一 同人の浮木系は其の基に依りて之を極むる事一切の人
引渡の事就て之を以て心副とし以て之を極むる
事其の係りし事業を概概方之教導を以て其
る事其の係りし事業を概概方之教導を以て其
る事其の係りし事業を概概方之教導を以て其

一 若し人の心は此の如く或は世に之を以て其の係りし事業を概概方之教導を以て其

出納帳之出さるる事

一 若し系約を以て其の日附を以て五年に一度を以て

一 ブローン氏没後一月洋銀二百枚を以て一月毎に
拂ふ事

一 ブローン氏に其の陸上住居に概概方其他人は概不
お由之を食料を以て其の陸上住居に概概方其他人は概不
住居を以て其の陸上住居に概概方其他人は概不
其の食料に代りて其の月洋銀五枚を以て其の陸上住居に概概方其他人は概不

江戸幕

一 世親東約の年月期限より一五年最末と云ふ所は
又一期限として船を以てするも其示し合ふ一

アルフネトリヤルデー、フロコ

推考人

アルヘンリーブランドン

出張大藏

航海者之為之布告

江戸湾の門カルトガスピト之西隅に測標を以てし
と日本政府世言と以て名をす

測標も赤色に塗たる旗を以て割れ道一は水と
十ヒード毫を以て度あり

各測標も舟中九尋之水の深けり其西側
接し航しつる

右を以てダウソフリウフより南二十一度東へル島片

神奈川県 民部省

六十夜半
赤友の
歌音橋
燈籠堂
小

出張大藏

北緯度西のり各方位総にお慮所空のり

余の依白

日本政府

裁裁方

アルハニリー、アラント

千八百十九年

三月廿日

約定号凡書

日中政府の需の應して以用向お是所は英至高船
會下の書記友とイザンボルグ府マリーフ井ー下街片
四十二号の法をて商ハトーマスワルラス氏と約定
と法ハ事左之也

名高法會下書記友を今う及宛所其後人三頁を撰
筆に一一者に以てて各後人等と面今口切由
在ぬに一一の同而政府之建築乃總りキヤルトヘリ

神奈川民部省

一 グラントニ氏日本政府の爲ス約定を遂ハ英公使
ハルリーパークス氏の手を經テ英西海軍に在ル
ルリノ書面のみ日本海軍に在リテ其の建
之ニ係ル諸職人の所とスルニ其の建
其の心を巡察ス其可否を報告ス其
及キ若キ其法を指揮ス諸職人の監督ス其
何事ハ其の要ニ由リテ日本政府の建
所中自ら諸職人とスルニ其の建
及キ若キ其法を指揮ス諸職人の監督ス其

他方其約定書面を遂ハ英公使
今亦書面を今午ハ百字九年三月九日
ワルラス氏と約定を遂ハ其年之
此用向者其約定を遂ハ其年之
右右年派之間に在リテ其約定を遂
セリ
一 トーマスワルラス氏と其約定を遂ハ其年之
他方其約定を遂ハ英公使

ハルリーパークス氏又と日本政府にお在る政府の雇
之建築方々の指揮の任に決す之を適宜に地、
注誠の事なり

一 乃何人及日本政府の雇中十分、勉強して建築
方々令令の任に其の任業を及中其の部下に属し
以日本并決西之諸職人兼役吏の指揮を掌り
海切にお在る中、且建築方々の之を及中其の部下に
属し、向事ふらする自ら決取の工業を為す事なり

一

一 在何人及日本政府の雇中十分、勉強して建築
方々令令の任に其の任業を及中其の部下に属し
以日本并決西之諸職人兼役吏の指揮を掌り
海切にお在る中、且建築方々の之を及中其の部下に
属し、向事ふらする自ら決取の工業を為す事なり

一 トーラスワルラスは日中政府に雇中其の局の規則に
お相守り澄其を是役の兼建業方の指揮
脚の遠月致る事

一 君一人危難之指揮を法に成切言を求
節も其時之英國に法に事信出中其決以
任の事

一 右月人日中政府に雇中其の局の規則に
依る月人を其の期限に事信出中其決以

一 右月人日中政府に雇中其の局の規則に
依る月人を其の期限に事信出中其決以
任の事

一 トーラスワルラスは日中政府に雇中其の局の規則に
お相守り澄其を是役の兼建業方の指揮
脚の遠月致る事

日本政府と白人との交渉は右政府の意向
を以て英國商法會との交渉に依り

一 右白人の約定書は姓名を記し一日限日本
到着を以てするも、其年月日等を定むるの事あり

一 此約定は極度の速に右トーマスワラス氏に日本
政府に送るべきことを送る事

一 五十ポントステルリング

右の地を以てし日本に送るべき事あり

一 二十ポントステルリング

右の地を以てし白人の礦を以てし日本
買取の代料あり

一 右買取の地を以てし日本政府の意向と
おなじくするに五十ポントとトーマスワラス氏

の意思を以てするに依りて之を以てし日本

一 右白人の約定書は姓名を記し一日限日本
到着を以てするも、其年月日等を定むるの事あり

一 右河人并妻同族のイギリスボルグより日かきに於て
 船に二乗、此客之別名を以て旅の月日拂の敷より
 一 右河人日本に到着し且て日本政府より西人旅客等
 おる由便利之場を以て於て二室或は三室之家一西を
 お座し之中一室一且又途中より旅文之如き西人
 初向月、毎秋決り月と一河に拂の如き事
 一 トーマスワルラス西人旅客に於て又も年旅
 之後重而西人旅客に於て又も月日拂の如き事

或は研狂或は西國法を以て其の格別を以て障り不
 何れよりして年旅中日本政府より西人旅客に於て
 多し又又自迄病氣を以て日本政府より西人旅客に於て
 初向西及び西人旅客に於て西人旅客に於て西人旅客に於て
 属とて西人旅客に於て西人旅客に於て西人旅客に於て
 英國イギリスボルグ小島右河人住家之旅客に於て一切日本
 政府より拂ふ事一且又其旅之日中在り英法に於て
 西之海と其如き事一且又其旅之日中在り英法に於て

ハキリと述べた人又持てた或と碑粒或と河原法馬之
後明之世宗法日本政府其後發せしめらるる郎を
決り存之例に言ひたる人妻りたるは決り其時
より自ら明之事

其書面之条に確定し為ナイザンボルグ府、在る業
記者ジョコレート氏同州に在る洞原中書記人アキ
カンドルジョレナビール氏に目前に示し公たし如く記
の被ル事一即ち一千八百九年一月十二日ナイザン

ボルグ府の住人トーマスワルラス兼ジョレニル子あ氏を
證人アレキサンドルニコンナビール兼ジョコレート夫人と
目前小然りし事記の被ル事一且又同年月月凡の
倫敦府商法會所にて在る日本政府の公用書指の
同小書記及トーマスヘンリーワルレルと證人同小
書記及女系裁治者キヤルレスセルトレル兼同小
裁治者セーム子ットブラウンあ氏に目前に控りし事記
の被ル事

日中政府及村書

英法商法會所書記

トーマスヘンリーファルレル

右を商人商法會所書記存存シ、セルトレウルクセーム
子トブロウシ氏之合ニ手記す

本人

トーマスワルラス

右を商人イヂニボルグ府アルラニ一街ヲ二十番アリキ
セナビル兼同ホーウエ街ヲ二十番ニヨシト

氏之合ニ手記す

ニコニコル子

右を商人イヂニボルグ府アルラニ一街ヲ二十番アリ
セ、ナビル兼同府ホーウエ街ヲ二十番ニヨシト
氏之合ニ手記す

石川長次郎

神奈川民部

前文約定之経戸日中政府経其基

以判以雇役人之負役幣与凡

一右之人之者与幣与経其基以建中其役之

頭とあり 右而のりり以又経其基以成之

日限を定め所之之経其基と巡行一始於此後也

加こりりり

一 乃之乃日人号之支死所とあり一建藤乃之系

以中何極之拘とあり以要月之由と自ら人

らうてひりまの事

一 右後人等も燈乃其之幸務并燈乃装置之幸小智
 認すの事素より所求もろりとどき其の事
 総而同一人等後方不聞より切せ得る事
 一 右後人等も人獲之役をステウニレ氏右後業不
 巧者少く殊多幸に経換少く心用之人物能く
 公得居在の月凡人の委任より事

三九

一 右後人等もこの年より馬の雇わぬ積約定より

世法の政事一日中政府に於て日極積よく
 約定の政事一は河人等も民法又と碑狂
 といふれ又も其の直不刑法も変よりる事
 一 右後人等も別段の事

一 右後人等も後習之罷めり節も双方より六月より
 名若之よりけりまは世約定不違宵よりる事を悟ら
 一 右後人等もこの年より小通よりる事

海、旅、水、の、費、を、迄、迄、し、事

一 右、旅、人、等、并、妻、と、し、二、等、旅、客、に、積、以、て、陸、地

路、用、糸、の、ス、ア、ン、プ、ト、と、し、之、を、特、車、に、以、て、旅、を

与、り、之、を、用、と、し、各、等、の、ボ、イ、ト、と、し、旅、人

等、道、具、の、料、を、之、と、し、代、料、と、し、之、を、ボ、イ、ト

と、し、之、を、用、と、し、事

一 月、迄、之、を、用、と、し、之、を、用、と、し、之、を、用、と、し、事

より、百、五、拾、九、と、し、之、を、用、と、し、事

度、藤、乃

ア、ル、ヘ、ニ、リ、ー、ブ、ラ、ン、ト、と、し、事

世、初、定、止、と、し、之、を、用、と、し、日、本、政、府、の、用、と、し、高、法、令、と、し、事

并、ト、ー、マ、ス、ワ、ル、ラ、ス、氏、と、し、之、を、用、と、し、之、を、用、と、し、事

小、の、り、と、し、事

千、五、ワ、チ、フ、ア、ル、レ、ル

ト、ー、マ、ス、ワ、ル、ラ、ス

高、法、令、と、し、事、之、を、用、と、し、之、を、用、と、し、事

神、奈、川、氏、部、員

アレキセナピール氏の文用ニ由テシタル之ヲ

千八百六十九年 二月廿五日

商法會小

道具不為物之ニ昇旅客之割合ニ其拂お成金を
之のにおゆるほき商法會小にお拂のり

アレキセナピール

施多 州情之詳

施多 州情之詳 英名ケレプン 海小島 施多の岩城

英國に又於之を英皇政府預り之を子ナク

ら之より代々其門よりお出のり依之右

岩城子也及に又つらなる事

右施多の事一昇の節よりさる事

右施多の事一層の節よりさる事

とを建る岩しとる九百七十五フート

千八百九十一年
六月十四日

アルヘンリー・ブラント

出張大蔵

四二

西暦フランドル

書面

はたの岬 終焉 屋乃 札之 決り 中 出之
此に 入る 之 なる 也

か 園 友

ブラント

ミク

神奈川氏部

四三

事法中啓口の所を以て多岐に法話中にも趣燈の
 形に形併世に坐すに於て中右形を極度燈の
 之多之に鼠列一き水海くその右形に法言す
 併其之極言能く公得者亦余法并形世之多を教
 帝又形を英西之終形と併一と掃除亦為及所
 法別も英西之必用らるるその名に形を以て形を以て
 形を以て必用るる形と併一と法極極形著を形併
 形入其況方と一と矢張區區巴人々を人形併之

命を以て人神を祀りて常祀せしむる所は古事記に美玉宮に
士乃之門に古祀之長とあり成る由り出者有ら之十
其首を奉じし者乃子通其首に大極はなれ祀
網を掛り降と其者子通の用ひて祀せしむる之
抱刀を奉じし門に祀りし者一はなれ祀せしむる

一 祀所は後日と油其家の祀る者なりし物之為定油
祭に於りしもの今も人し士友と交代して祀るを
政ししもの祀海原のケルもの府の邊の所は降と

日記

何るも祀りては一はなれ祀る所は心毎り掲げ雲霧
之際は降と祀るを祀りて又祀所何の降と祀
を出一はなれ祀りてはなれ祀りてはなれ祀りてはなれ

一 祀所は月夜に祀るはなれ祀りてはなれ祀りてはなれ祀りてはなれ
を祀りてはなれ祀りてはなれ祀りてはなれ祀りてはなれ祀りてはなれ
定めし年限に満るる内は出に降と其の年限も五年と

一 祀所は月夜に祀るはなれ祀りてはなれ祀りてはなれ祀りてはなれ祀りてはなれ
を祀りてはなれ祀りてはなれ祀りてはなれ祀りてはなれ祀りてはなれ祀りてはなれ
定めし年限に満るる内は出に降と其の年限も五年と

多クハ之士者之月迄ニセテドハ年限ニ二年ニ至ル
ト一ヨシニ其後方ホカクニシテ必ク許ラズニ書キテ
之雜月ハ合年ナリト云

三月七日

アールヘリーブランド

七石川様

此書式致洋ノルハ必ク其ノ旨ニテテテ
私海方且取將元士者ニ應入ル月迄ニ
其旨記ナリト云

四五

此書式致洋ノルハ必ク其ノ旨ニテテテ
私海方且取將元士者ニ應入ル月迄ニ
其旨記ナリト云

三月九日

七石川五位

ブランドト云

四六

日中政府と元英園軍艦マニラの既海方

下役千ヤルレスバルナムと諾一約定書

千ヤルレスバルナム事既、英海軍より、輝燄之為准之由
世々日中政府之左用を初むる事、小同言す、其盟約
左條小列す

亦一、如月人を終り、取引之系、今更し、之、洪服之
事、總、政府の建、築、了、了、格、格、を、又、て、取、り、上、
り、之、を、力、す、と、す

事二 奉後の期限をかりし五年と定むは、在期
限を終りて解散せしむる際を互に五年前
のりふ之を執るはし

事三 若キヤルレスバルナム事以て、或は其後
を為る事、何れも最条の約束を拘束し、故
して以て出せしむるはし

事四 船中の隠し物、其の高層、其の
船中の為る不定、其の事、其の不可はし

四七

船中の日課を、洋書にて、其の事、其の

事五 月給を、一月、洋銀百元と定め、毎月、之を
出し、其の後、其の事、其の事

事八 己未十九年
五月十九日

我四月期下

アムヘンリブロントシ

キヤルレスバルナム

一 英國政府に差込送下、之に燈乃其に附屬品代料
洋銀拾万。七千元

内

岩城方刀用金

洋銀壹万。九百拾元

燈乃其に附屬品

月五千三百拾元

代其に其に附屬品

月五千八百六十元

ステフヒン氏岩城方刀用金

洋銀九千元

ノ洋銀八萬三千四百。八元

ノ引強洋銀貳万三千五百九拾貳元

〇又

△一相元叔岬港乃其基乃利之高

洋銀貳万。七百七拾元

ミコト家屋道路建築其基乃利之高

円 三千九千。九拾元

大崎同之高

円 三千四百六拾元

汐岬同之高

円 三千七百五拾八元

硫黄岬同之高

円 三千七百五拾元

砂多岬同之高

円 三千七百八拾元

燈乃其被乃利之高 円 三千二百六拾元

ノ格五万四千五百五拾元

燈乃其基附属品代金并此燈銀五万八千六百六拾元

英米送下ノ金ノ角ノ格所成金月乃決乃利

金ノ角ノ金ノ格所成金月乃決乃利

金高九百六十。四拾七元、座。

○此又前文之三月残高。計百三十元五拾九元之

高。是砂多岬燈基之若城。以能お成。以是乃用

九千九百元、以坐。乃是之三月。乃其英西政府。

強。口金高。是乃百三十六元九拾九元、お成。

和泉燈基。附属品。代金。英。以。其。其。乃。乃。乃。

洋振七十四百六拾六元

大坂月 月計百拾八元

五。

兵庫月 月計十三百元

明石月 月計九百元

廣島月 月計八百元

今治月 月計百元

イサキ月 月計百七拾元

ロウケ月 月計百七拾元

洋振三百元。九拾四元

英西政府。殘高。洋振。是乃百三十六元九拾九元也

所用之金子丸之趣及此

家屋流其其前費用九万六千〇四拾七元

中玉海月以之様
是万六千〇六拾元

又玉上送方一
三万九千

○ 船中洋銀拾四万四千七百七元

右合高海刀之海もたに也三万六千〇四拾元

初年 八万九千
内三万九千之英玉上送方

甲二年 四万九千

甲三年 八万四千七百七元

一 拾四万四千七百七元

一 燈臺商人月給并油其前年分費用

洋銀貳万九千七百八拾元

一 中玉海月以 同壹万五千四百八拾元

一 蒸氣船費用 同貳万七千六百六拾元

通斗洋銀六万八千八百八拾元

子ハ百ニウチルヤ
中ニ月セウ

出張大藏
ハルリー ブロントン

日本政府并エイ、アール、ブラウン氏之

約書

日本政府之代表者ハ松井大蔵長トシテエイ、

アール、ブラウン氏
今モ「ベニシニニテル、エド、ラリシタル、スチムニツ
ア、コシ、ヘニ」トシテ、其ノ代表者トシテ、人

トシテ、右ノ氏ハ右ノ政府ノ代表者トシテ、

右ノ事ハ世書トシテ、以テ、其ノ互ニシテ、約文ト

スルコトナリ

一、右ノ事ハ、其ノ條ノ、掃除ノ、物ヲ、之ノ、用ニ、セ、ルコト

一 世に難に事なる事一を名づらむに氏之物をもちり
 一 月氏無るる指ひの役を看一其況ありありと曰
 事をもちり一いひ
 一 深き事一或る終りをはりつる指ひを定むる時
 と其指ひを撰りつる月氏力を借りしり
 総に其事を撰りしりたれ器械方之ゆを為す
 一 身持方悪一と或る不用なるをばりし指ひ其
 罰とて直ち小服を出さす

一 年辰も今日より五ヶ年一して其間を右政府が
 指ひをもちり一ふお事又ブラウン氏も其指ひを去る
 指ひをもちり
 一 指科も一月三日に月一にして拂ひ
 一 月氏も若械方も航海する時のも例の食料
 と海へ送る事一又も一持後送るめしる月氏
 陸へ送るすの指ひ其も人前も食料・服・仲小
 余りなる其食料代りて送る月五指下れを

とせし一 口給言之御も一月分を毎月訂め
並に一

食物の送之奉

一 此等并上昇の者も食物を諸に於て用意すべし
を各食物用意の奉を次の規則に依てなすべし
此等並上昇の者一人の外を決して同席し其取を定
むるも非常の要用少何れも是に口一なの外を如何
も各各自の法して上陸す候も是に依令上陸

すべし二席以上を止る候も是に依

一 日本船の乗組員は此等より毎日米二石ト乾菜半ポト成
りて給ふ候一 此等類を如何なる目らうとも決して
此中に入ら候べし

旅衣裳並靴向之奉

一 役人多敷のりより給ふは奉り候る間を旅衣裳旅衣
裳を着用し一 此等衣裳を政府より定たる者ありし
を誰れ物をもせず服を以てな者必世を後部より

一 誰のよきか一月中七午二降の脛をばつて保物
のより斯る降後の脛をつらさしつゝのきよき
けをるゝあじけし又形を益減りて懸注の上は
さしつゝ脛の形を暇を許さず

決断物形を引落の事

一 此降乃月之為形たる油及洗石を平生より兼用し漫り
このまゝきよいとるまゝ知小すゝるを形を悉皆い
言ふ費し又と損じさせぬとせぬとせぬとせぬと
せぬとせぬとせぬとせぬとせぬとせぬとせぬと

乃月のよきを檢別し其を計平生七午のよ物を必す
得ん

決断物形を引落の事

一 此降其を形たる油其のよ物を平生より兼用し漫り
ると其を其後をわらわら者極めて降候しあむ
若し形より其をよきとせしけ後をわらわらと記は損
并有るに其者の記をよきとせし其損耗をお
る

碓泊水の事

若し帆の碓泊切まきを速く其燈房をけすし一係一
唯一方の燈耳まきし帆其位置を去るんを燈を
けすしうらむは碓泊之岸を兩岸とも兼て定めの合点
をちの碓泊も小碓泊すし一し帆を成り帆の位
置を失ふるは碓泊旋し是れ時ぬらむと其帆并
碓泊岸をまゝ洞へ帆を安徳するに碓泊くはし

唐人并燈房用意の事

九九

一 帆を碓泊す。唐人を置きし五夜を張らしめ碓泊を
唐人の交代毎に必し帆を呼しめ又見れば了すま
幸と此糸を付て若しむし一露房天のる五ミニット
毎に鐘を鳴し半日と半時毎に鐘を鳴しむし
此之間に燈房を洞へ置夜中けしを卸すといとる
の事し若し岸より已むと付さきむを池の燈房を
碓泊置代しむし

帆中碓泊の事

規則とちり若下役、喧嘩、碓打或は上取の令を、
いふは、此法の事、何らに非とも、つて、けを、是、藏、方、は、い
は、其、他、人、の、律、を、破、之、防、之、也、

下取と取らぬ事、何の勝の事、

一 若下取との取らぬ事、言語、少、許、と、不、平、の、事、何ら、を
取、其、事、を、若、下、取、ら、ぬ、事、何、の、取、ら、ぬ、事、を
いふ、一、決、して、疎、言、異、取、動、を、な、し、取、ら、ぬ、事、を
いふ、一、つ、つ、と、は、

他人を取らぬ事

一 役人并取主の取他人を、誰、れ、よ、ら、ぬ、一、切、終、局
取、ら、ぬ、事、を、許、さ、す、

以事氏政啓上の宛を世々ページ氏事をも一月百井

今百井

之月迄の事如定方小お用せーニツブ氏御も百井

今百井

月迄の事如定方小お用せーニツブ氏御も百井

今百井

氏之代に事う口ホウキニス氏御も百井之月迄の事如定

以事氏政啓上の宛を世々ページ氏事をも一月百井

之月迄の事如定方小お用せーニツブ氏御も百井

千八百二十九年

八月三十一日

宛の事如定方小お用せーニツブ氏御も百井

神奈川氏部首

オーストル氏

冬に者は是月迄洋銀百元之知る月分より百
三元に増加す然るに右に在る由人夫の語を
務め先を願ふ事の中は海に於て又同人の如
ピリンブル氏と云者凡そ百元迄の在るに於て
は

千八百九十一年
八月九日

アールヘンリー・ブラント

裁判所
土居氏

神奈川 氏 部 首

出張大藏

三ノ

六

經乃其基也乃建正月迄於端而節之

引續東山順市中之書

旧幕

松平

松平用防

慶應二年十二月以方登臨

井上河内

小笠原幸成

稻平美濃

英後ハアクス

名之面之令全國燈乃其基也乃

廿四

神奈川民部省

乃と延くを以て其の好共日取初より是迄の時迄に於て神奈川縣に
ありて居るべきは十一月二十日より其の地内權山出納監督司に掛帳に
於て其の扱来中の各々畧列其書後之に治る中

乙未月

神奈川縣

フラントニ引合帳
年二月十一日同人が差出ス

從乃凡常駐西洋人并估料

- 一 洋銀三百兩
- 一 月八拾兩
- 一 月五拾兩
- 一 月五拾兩
- 一 月拾四兩

- 和將 一人
- 書記士 五人
- 船役 一人
- 料理人 一人
- アハ心工 一人

一 月三拾五帛

大工腰 ころん

一 月三拾五帛

ピワキエル

一 月三拾五帛

フランス

一 月三拾五帛

マティーン

一 月三拾五帛

クルウジ

一 月拾四帛

エウホ

一 月三拾帛

岩蔵方頭取

一 月百三拾帛

岩蔵方頭取

一 月三拾八帛

三井火焚方

一 月三拾五帛

三井火焚方

総計を予○五拾七帛

終乃九宗也人教系為料

日中

一令四格五摸

消没三人

一四格摸

日中 初先三人

一月三百式格摸

日本為支格人

仁多一人三格式摸

一月百摸

日本職人三人

一月八百五格六摸

日本火焚八人

神奈川民部省

出張大藏

但主人三格八摸

総斗七百二十一摸

六九

戒礁丸無込人教并臨科

洋浪白井

一西洋人三三人

一月三格井

マニラ人三三人

一月五格六井

マニラ人八人

但主人八格并宛

一月全日八格摸

日中身更六人

但主人一月一月三格摸宛

神奈川氏部

総斗百ハ格ニナリ

張大藏

七〇

以事洋啓之仕ハ流トス而亦為居ト中上並ト也
而流ハ居ト放方科海ノ方凡之如也定ト

戒礁丸秘長

一 パル子ム

不ト漏之放之之片尾放

石工年殿人乃也

一 マアルクス

月以之片科之ニ年トルニ減ス

大工年殿人乃也

一 カルル

月以之片科之ニ年トルニ減ス

廿七

神奈川氏

終焉其 重人
イニエルトトト

一 エルガルト
同前 田分 月三十ト

世及ハル子ム氏を雇ふ
とお雇ふより 所求要、ル又代人
名貴人を雇ふるべし

一 江戸番人 人教所 方た之 処お定

一 終焉水
ハオルト 証長
か、代人 人

一 大嶋
チヤルレソシ 兼名
ワセニ 新 家 方 之 人

七一

一 游坪
イーゴルトトキ
エガルト 人

一 志沢
テイウク 兼
ホルドル 人

一 比々河
マケントシ 兼
デブリン 人

一 西洋終焉番人 括人
ハカリス 人

日本終焉番人 之 処雇方 方 所求要、ル

一 比子丸嶋 人

一 大島 人

一 游坪 人

出張大藏

一 長崎

八人

ノ日牛船所番人ハ八人

外：佐多岬所番所番人八人 中解所番所番

所番所番人三人 船所番所番所番

乃西洋船所番人食料之海をソルキカラスル所

所ソルキカラスル所

今白紙年亦六月十三日

ブラント

坂田屋

